

薬 剤部からのお知らせ 2024 No.30

薬剤部 2024年7月23日発行

開封済の薬剤（外用剤など）を返却しないでください

開封済の個包装外用剤はガーゼ等と同様に、病棟で個包装が開封された時点で「不潔」とみなし薬剤部で再利用を行いません。
開封済の点眼薬、貼付薬、軟膏類などは薬剤部に返却せずに廃棄してください。

○ 返却可能な薬剤の例



✕ 返却不可薬剤の例

キャップの包装が剥がれている薬剤



ふたが開通している軟膏剤
外包装が開封されている貼付剤



キャップが外されている注射薬や注射針



麻薬は未使用、使用済、施用残など全て返却してください



不明な点につきましては、薬剤部・医薬品情報管理室(内線 7083)までご連絡下さい。

(文責：丹羽今日子)